

## 感染拡大地域に在住の基礎疾患を有する島根県出身者等への一時帰県支援

県では、「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の対象地域である都道府県のうち、全入院者及び重症患者の確保病床使用率が50%以上の都道府県に在住の、基礎疾患を有する島根県出身者等について、県内在住の親御さん等が当該出身者等を一時帰県させたいと希望する場合、来県時に一定期間、宿泊施設に滞在して頂いた上で実家等に帰ってもらえるよう、支援を行います。

### 1. 対象の方

島根県民の親族（一親等又は二親等）で、「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の対象地域である都道府県のうち、全入院者及び重症患者の確保病床使用率が50%以上の都道府県に在住する者、その配偶者又はその子ども のいずれかが基礎疾患を有している場合に、その基礎疾患を有している者と、同伴者が必要な場合は同伴者1名分を対象とします。

#### 【対象地域】

大阪府、兵庫県、岡山県、沖縄県（厚生労働省5月14日公表値による）

- 今後、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の対象地域となった都道府県のうち、全入院者及び重症患者の確保病床使用率が新たに50%以上となった都道府県に在住する場合も、対象とします。
- 新型コロナウイルス感染者、その濃厚接触者及び発熱等の症状のある者は対象外とします。

### 2. 支援の内容

- (1) 宿泊料（素泊まり料金）の半額（一人あたり1泊上限5千円）を支援いたします。  
宿泊施設において精算時に上記を割引いた金額をご請求いたします。
- (2) 対象となる宿泊は、令和3年4月24日（土）から7月4日（日）の宿泊で、6泊7日（最短）から13泊14日（最長）の連泊となります。  
5泊以下、14泊目からの宿泊は支援の対象となりません。
- (3) 宿泊は、3の申込先の事業者が予約する松江市、出雲市、浜田市又は益田市内の宿泊施設となります。  
対象の宿泊施設については、申込先にご確認ください。

### 3. 申込方法

(1) 申込先は以下のとおりとなります。

宿泊地	申込先	電話番号・メール
松江市 出雲市	株式会社一畑トラベルサービス 受付時間 9:00～18:00(日曜日、祝日を除く)	0852-21-3021 matsue-st@travel.ichibata.co.jp
浜田市 益田市	石王観光株式会社 受付時間 9:00～18:00(日曜日、祝日を除く)	0855-22-2222 sekiwo@sekiwo-tourist.co.jp

(2) 申込は、島根県民の方が行ってください。

(3) 申込受付は、4月21日(水)から6月21日(月)までで、日曜日と祝日を除きます。

予算の上限に達し次第終了となります。

(4) 航空券の手配、宿泊施設での朝食などを希望される場合は、申込先にご相談ください。

### 4. その他

(1) 宿泊施設滞在中は、島根県民の方との会食をしないようお願いします。  
その旨の誓約書をチェックイン時に提出していただきます。

(2) チェックイン後にPCR検査を希望される方は民間のPCR検査を申込みいただけますので、チェックイン時の案内にしたがって申込みください。  
(検査・発送費用はご本人負担となります。)

(3) 自己都合によりキャンセルを行ったタイミングによっては、キャンセル料金が発生する場合があります。

ただし、申込後、新型コロナウイルス感染症に感染したり、濃厚接触者となった、発熱等の症状が出た場合には、直ちにキャンセルしてください。  
(キャンセル料は県で負担します。)

詳細は、3(1)の申込先にご確認ください。